



調査票の記入のしかた

【03】 単独事業所調査票（医療、福祉）



総務省
経済産業省

- ◆ 回答する前に、本書及び『オンライン調査利用ガイド』をよくお読みください。
- ◆ 調査票には、事業所の名称・電話番号・所在地などが、あらかじめ記載されている場合があります。これらは、事業所における回答負担を少しでも軽くするため、「平成24年経済センサス - 活動調査」等の結果をもとに記載したものです。
- ◆ 回答もれや回答誤りがないか、最後にもう一度、ご確認ください。
調査票の回答内容について、後日、おたずねする場合がありますので、印刷（保存）したオンライン回答データ又は本書巻末の下書き用調査票をお控えとして保管しておいてください。
- ◆ オンライン回答は、11月6日（木）までにお済ませください。
- ◇ 紙の調査票に記入する場合は、黒色のペン又はボールペンで濃く・はっきりと記入してください。（摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください。）
記入した内容を訂正する場合は、二重線で消して訂正してください。

第1面

第2面

- A 1 名称及び電話番号 ~ 4 この事業所の主な事業の内容（2・3ページ）
- B 5 この事業所の従業者数 ~ 7 単独事業所・本所・支所の別等（4・5ページ）
- C 8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ~ 10 事業別売上（収入）金額（6・7ページ）
- D 11 電子商取引の有無及び割合 ~ 16 決算月（8・9ページ）
- E 17 医療、福祉の事業収入内訳 ~ 18 医療、福祉の相手先別収入割合（10・11ページ）
- F 19 事業所の形態、主な事業の内容（12~15ページ）

● 調査票の記入方法などについて、ご不明な点がございましたら、コールセンターにお問い合わせください。

経済センサス - 活動調査 試験調査コールセンター
0120-688-853（通話料は無料です。）

設置期間：平成26年12月17日まで
受付時間：午前9:00~午後6:00
（土日祝日もご利用できます）

※ おかけ間違いのないようお願いいたします。

I P 電話などフリーダイヤルに接続できない場合：03-6371-0002（有料）

● 調査員への連絡が必要な場合には、市区にご連絡ください。

紙へリサイクル可

経済センサス - 活動調査 試験調査サイト (<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2016/shiken/index.htm>)



●記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

調査票記入者の連絡先

ご記入いただいた内容について、後日おたずねする場合がありますので、この調査票を記入される方の記入者氏名及び電話番号を記入してください。

フリガナ	トウケイ ツヨシ
記入者氏名	統計 強
電話番号	03-9876-4322 (内線:)

1 名称及び電話番号 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。 ●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。	フリガナ	トウケイクリニック			
	正式名称	(医)統計診療所 (医)TOKEIクリニック			
	通称名				
	電話番号(代表)	(03) 9876 - 4321			
2 所在地 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。 ●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。	郵便番号	都道府県名	市区町村名		
	1 6 2 - 0 0 6 6	東京都	新宿区		
	町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)		
	若松町3丁目2番1号		若松第3ビル 2階		
3 この場所での事業所の開設時期 ●開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。	1	②	3	4	開設年が平成25年以降の場合は開設月も記入してください
	昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17年以降	平成 年 月
4 この事業所の主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。					

1 名称及び電話番号

●名称は、略称ではなく**正式名称(法人の場合は登記上の名称)**を記入してください。法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

株式会社 → (株) 合同会社 → (同) 社会福祉法人 → (福) 公益、一般、特例財団法人 → (財)
 有限会社 → (有) 学校法人 → (学) 農業協同組合 → (農協) 公益、一般、特例社団法人 → (社)
 合名会社 → (名) 宗教法人 → (宗) 漁業協同組合 → (漁協)
 合資会社 → (資) 医療法人 → (医) 生活協同組合 → (生協)

2 所在地

- 登記上の所在地ではなく、**実際に事業を行っている所在地**を記入してください。
- 事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
 例) ○ 若松町3丁目2番1号
 ○ 若松町3丁目2-1
 × 若松町3-2-1
- ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と階(マンションの場合は、号室)**を記入してください。
- 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「**○○構内**」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

4 この事業所の主な事業の内容

- この事業所で行っている**事業の内容を具体的に記入**してください。
- 複数の事業を行っている場合は、平成25年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。
- 主な事業の内容の記入に当たっては、下記の記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
 ※商品の製造、販売、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。

○ 主に消毒や害虫駆除を行う事業所の場合

農作物の害虫駆除

建物の消毒、害虫駆除

※消毒、害虫駆除の対象まで記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 会社や企業の創業時期ではなく、**この事業所が現在の場所で事業を始めた時期**を記入してください。
- 以下の場合は、**その時期を開設時期**としてください。
 - ・個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - ・法人が新設(対等)合併した場合
 - ・法人が分割により設立された場合
 - ・吸収合併した場合(吸収された法人の事業所の場合)
- 平成17年以降に事業所を開設した場合は、「**4 平成17年以降**」を選択の上、**開設年**を記入してください。
- 開設年が平成25年以降の場合は、**開設月**も記入してください。

5 この事業所の従業者数

●11月1日現在の従業者数を記入してください。

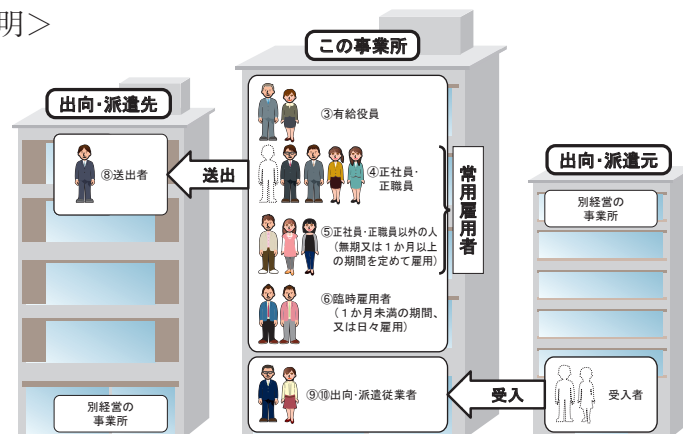
区分	① 個人業主 個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 個人経営以外で役員報酬を得ている人	④ 常用雇用者 期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人		⑥ 臨時雇用者 1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む	⑦ 合計 ①～⑥の合計	⑧ 送出者 ⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人	受入者 ①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人	
				④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)				⑨ 出向	⑩ 派遣
男	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	人	1人
女	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	人	1人

5 この事業所の従業者数

- 平成26年11月1日現在でこの事業所に所属する従業者数を、各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に記入してください。

① 個人業主	○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの一人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員などと呼ばれる人」としてください。
② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 × 無給役員は従業者には該当しません。 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、貴法人が役員報酬を支給している場合は、貴法人の有給役員に該当します。
常用雇用者	○ 以下のいずれかに該当する人 ・ 期間を定めずに雇用している人 ・ 1か月以上の期間を定めて雇用している人
④ 正社員・正職員などと呼ばれる人	○ 一般に正社員・正職員などと呼ばれる人
⑤ ④以外の人 (パート・アルバイトなど)	○ 「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など正社員・正職員以外の人
⑥ 臨時雇用者	○ 「常用雇用者」の定義に該当しない人 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人) ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む
⑦ 合計	○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
⑧ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
受入者	
⑨ 出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人
⑩ 派遣	○ 労働者派遣法でいう派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負により、この事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません (別経営の事業所の従業者となります)。

<送出者及び受入者の説明>



●記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

6 経営組織

- 経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。
- 会社以外の法人：財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等
- 法人でない団体：法人格のない労働組合、後援会、協議会等

1 個人経営	2 株式会社 有限会社	3 合名会社 合資会社	4 合同会社	⑤ 会社以外 の法人	6 外国の会社	7 法人で ない団体
会社 (外国の会社を除く)				法人 (外国の会社を除く)		
7欄へお進みください					8欄へお進みください	

7 単独事業所・本所・支所の別等

- 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

- 単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。
- また、以降の欄については企業全体について記入してください。

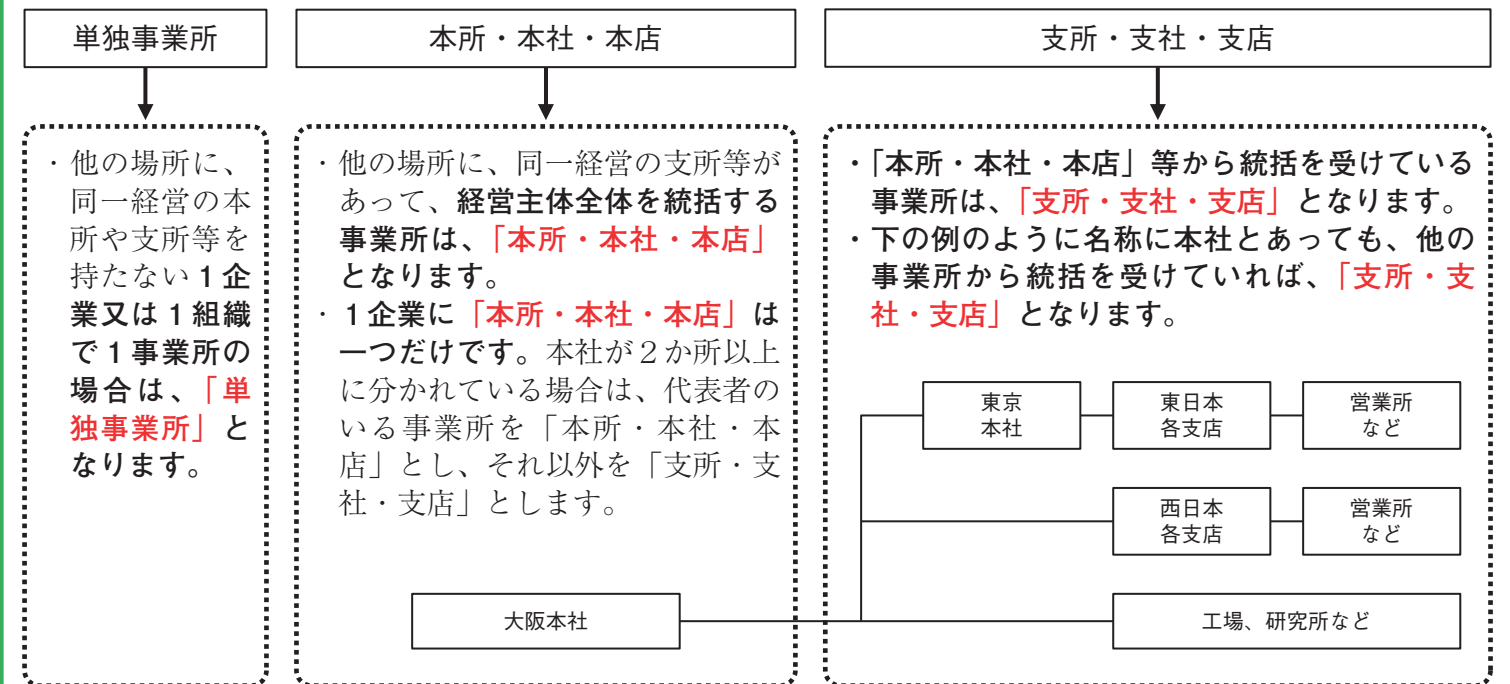
- フランチャイズ・チェーン (FC) 加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。ただし、FC本部の直営店の場合にはFC本部の支所となります。

(1) 単独事業所・本所・支所の別		(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数	
① 単独事業所	→ 8欄へお進みください	国内	海外(現地法人は除く)
2 本所・本社・本店	→ 8欄へお進みください	常用雇用者数	人
3 支所・支社・支店	→ 8欄へお進みください	支所等数	事業所
(3) 企業全体の主な事業の内容			
→ 8欄へお進みください			
(4) 本所等の正式名称・所在地等			
本所等の正式名称		本所等の通称名	
本所等の郵便番号		都道府県名	
市区町村名		町丁・字・番地・号、ビル名等	
→ 8欄へお進みください			

6 経営組織

- 「外国の会社」とは、外国に本所がある会社の国内支所の場合をいいます。
外国の資本が参加している、いわゆる、「外資系の会社」は「外国の会社」には該当しません。

7 単独事業所・本所・支所の別等



記入上の注意

- フランチャイズ・チェーン店の場合、フランチャイズ・チェーンの本部は別経営の事業所であり、チェーン加盟店の「本所・本社・本店」ではありません。
- 親会社は「本所・本社・本店」ではありません。

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- 9欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

※選択した記入方法を○で開いてください。

9 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 平成25年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額及び費用総額等について記入してください。（万円未満四捨五入）
- 「6 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。
 - ・「①売上（収入）金額」：経常収益を記入
 - ・「②費用総額」：経常費用を記入
 - ・「③うち売上原価」：記入不要
 - ・「主な費用項目」：各欄に記入
- 「6 経営組織」欄が「外国の会社」又は「法人でない団体」の場合は「①売上（収入）金額」のみを記入してください。

	千	百	十	億	千	百	万	円
① 売上（収入）金額				3	0	3	0	0,000
② 費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）				3	0	0	8	4,000
③ うち売上原価								0,000
④ 給与総額				1	0	2	6	4,000
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）						1	9	5,000
⑥ 動産・不動産賃借料							7	0,000
⑦ 減価償却費							5	2,000
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）							8	0,000
⑨ 外注費						1	4	0,000
⑩ 支払利息等							0	0,000

9 売上（収入）金額、費用総額及び費用項目

- 平成25年1月から12月までの1年間について記入してください。
 - ※ 平成25年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成25年を最も多く含む決算期間について記入してください。
 - ※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 「①売上（収入）金額」欄及び「②費用総額」欄は、金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- 「法人でない団体」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に経常収益のみを記入してください。また、「外国の会社」の場合は、「①売上（収入）金額」欄に売上（収入）金額のみを記入してください。
- この項目は、「損益計算書」を基に記入してください。（各項目の内容は下表を参照してください。）会社以外の法人については「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などを基に記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は、「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社	会社以外の法人
① 売上（収入）金額	・ 商品等の販売額又は役務の給付によって実現した売上高、営業収益、完成工事高などを記入してください。 ・ 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	・ 経常収益を記入してください。
② 費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）	・ 売上（収入）金額に対応する費用総額（売上原価+販売費及び一般管理費）を記入してください。	・ 経常費用を記入してください。
③ うち売上原価	・ 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価は、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費（売上原価に含まれるもの）の合計になります。	・ 記入不要です。
④ 給与総額	・ 役員（非常勤を含む）及び従業者（臨時雇用者を含む）に対する給与（所得税・保険料等控除前の役員報酬、給与、賞与、手当、賃金等）の総額を記入してください。 ・ 別経営の事業所に出向・派遣している従業者に支給している給与を含みます。	
⑤ 福利厚生費（退職金を含む）	・ 会社負担の法定福利費（厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの）、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。	
⑥ 動産・不動産賃借料	・ 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ・ 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含みません。	
⑦ 減価償却費	・ 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。	
⑧ 租税公課（法人税、住民税、事業税を除く）	・ 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ・ 収入課税の事業税（電気業、ガス業）はここに含めます。 ・ 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ・ 法人税、住民税、所得課税の事業税は含みません。	
⑨ 外注費	・ 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入します。 ・ 人材派遣会社への支払いも含みます。	
⑩ 支払利息等	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※ 営業外費用に計上する支払利息等が該当します。（「②費用総額」の内数ではありません。）	・ 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。

記入上の注意

- 9欄以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「税抜き」で記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

10 事業別売上（収入）金額	事業活動区分	事業別内訳	売上（収入）金額							又は割合（%）		
			千	百	十	億	千	百	万		円	
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7ページを参照してください。 ● 9欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入） ● 金額で記入できない場合は、9欄「①売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入） ● 「6 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入							0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。		
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入							0,000			
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額							0,000			
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額（代理・仲手数料を含む）							0,000			
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額					3	0	0		0,000	
	建設業、サービス関連産業A	⑥ 建設事業の収入（完成工事高）									0,000	
		⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入									0,000	
		⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入									0,000	
		⑨ 運輸、郵便事業の収入									0,000	
		⑩ 金融、保険事業の収入									0,000	
		⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入									0,000	
		⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入									0,000	
		⑬ 不動産事業の収入									0,000	
		⑭ 物品賃貸事業の収入									0,000	
		⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入									0,000	
	サービス関連産業B	⑯ 宿泊事業の収入									0,000	
		⑰ 飲食サービス事業の収入									0,000	
		⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入									0,000	
		⑲ 社会教育、学習支援事業の収入									0,000	
		⑳ 上記以外のサービス事業の収入									0,000	
(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入							0,000				
(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入					3	0	0	0,000			
合 計			9欄①の売上（収入）金額							1	0	0

10 事業別売上（収入）金額

- 以下の例示を参考に、9欄「①売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。
- | | | |
|---------------|-----------------------|--|
| (オ) 小売業 | ⑤ 小売の商品販売額 | ○ 調剤薬局の医薬品販売
○ 仕入れた商品又は製造した商品を、主として家庭消費者に販売した場合の販売額 |
| (キ) サービス関連産業B | ⑬ 不動産事業の収入 | ○ 不動産賃貸・管理（土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など）
土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業の収入 |
| | ⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入 | ○ 研究、製品開発事業
○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
○ 獣医学、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
○ 経営コンサルタント事業 |
| (ケ) 医療、福祉 | ㉒ 医療、福祉事業の収入 | ○ 医療サービス及びこれに附随するサービス（歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど）
○ 保健衛生事業（健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など）
○ 社会保険事業（公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など）
○ 児童福祉事業（保育所、児童養護施設など）
○ 介護事業（老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など）
○ 障害者福祉事業
× 調剤薬局の医薬品販売 ⇒ 「(オ) ⑤小売の商品販売額」
× 建物の消毒及び害虫駆除 ⇒ 「(キ) ㉒上記以外のサービス事業の収入」
× 農作物の害虫駆除 ⇒ 「(ア) ①農業、林業、漁業の収入」
× 獣医学 ⇒ 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
× 水質汚濁測定分析（環境計量証明） ⇒ 「(キ) ⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 |

11 電子商取引の有無及び割合 ●該当する番号をすべて○で囲んでください。	① 一般消費者と行った	●9欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	5 %																																				
	② 他の企業と行った																																						
③ 行わなかった																																							
※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積もり・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。																																							
12 設備投資の有無及び取得額 ●平成25年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ●中古品は含みません。	① 設備投資を行った	●取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td>有形固定資産(土地を除く)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0,000</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産(ソフトウェアのみ)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </table>								千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	有形固定資産(土地を除く)					1	0	0	0	0,000	無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0			0,000
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																												
有形固定資産(土地を除く)						1	0	0	0	0,000																													
無形固定資産(ソフトウェアのみ)					5	0			0,000																														
② 設備投資を行わなかった																																							
※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖冷房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含みます。																																							
13 自家用自動車の保有台数 ●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください。(リースで借りている車両も含みます)。	(1) 貨物自動車 ※人員輸送のみの使用は除きます。	0 台	(3) バス	0 台																																			
	(2) 乗用自動車	2 台																																					
14 土地・建物の所有の有無 ●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地	① 有る	2 ない	●借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。																																			
	建物	① 有る	2 ない																																				
15 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。																																				
	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>千億</th> <th>百億</th> <th>十億</th> <th>億</th> <th>千万</th> <th>百万</th> <th>十万</th> <th>万</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0,000</td> </tr> </table>			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円										0,000	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> (万円未満四捨五入) % (小数点第2位四捨五入)																
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円																														
									0,000																														
16 決算月 ●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	月 (月)		●本決算月を記入してください。 ●年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。																																				

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成25年1月から12月までに土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
 - ・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - ・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含みません。
- 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成25年1月から12月までのソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成25年1月から12月までに新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - ・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - ・店舗併用住宅の居住用部分
 - ・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含みません。

【自動車の種類】

 貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
 人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
 乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
 バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。
 なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含みません。

11 電子商取引の有無及び割合

- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。
- 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するに当たっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

【対象となる商取引の例】

- 物品の例： ○インターネット・ショッピング・サイトなどに店舗し、商品を販売する場合
 ○自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合
- サービスの例： ○旅行・宿泊などの予約 ○航空機・電車・バスなどの座席予約
 ○イベントなどのチケット予約 ○自動車損害保険などの販売 ○オンラインバンキング
 ○コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売
 ※電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、オンラインバンキングの手数料など)です。
- デジタルコンテンツの例： ○映像(動画)、音楽などの販売 ○電子書籍などの販売
 ○ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

【対象とならない商取引の例】

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積もり、購入前調査
 - ・見積もり請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、コンピュータネットワーク上で契約が完結することのないもの
 - ・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
 - ・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
 - ・商品を広告するためのホームページの開設
 - ・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
 - ・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
 - ・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いている自動券売機売上は対象外

事業区分		事業内容(説明)	売上(収入)金額							又は割合(%)		
			千億	百億	十億	億	千万	百万	十万		万	円
医療収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(医療保険、公費負担医療)				2	7	0	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等)				3	0	0	0	0,000		
介護事業収入	施設介護収入	介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス								0,000		
	通所介護、訪問介護収入	※欄外参照								0,000		
社会保険事業収入		公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業								0,000		
保健衛生事業収入		健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業								0,000		
社会福祉事業収入		児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)								0,000		

※ 居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

17 医療、福祉の事業収入内訳

- 第1面の10欄「(ケ) 医療・福祉」に記入した売上(収入)金額の合計額について、その収入額(金額)での記入が困難な場合は、9欄「①売上(収入)金額」に占める割合を、「事業内容(説明)」欄を参考に事業区分別に記入します。

歯科技工所の場合

- 歯科技工所における売上(収入)は「保険外診療収入」に記入します。

18 医療、福祉の相手先別収入割合

- この事業所で行っている「医療・福祉」事業について、その収入を得た相手先の割合を記入します。

「① 個人(一般消費者)」
一般消費者から得た収入について記入します。保険診療収入を含みます。事業所から得た収入は含めません。

「企業・団体 ② 民間」
「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」以外との取引などによる収入について記入します。
国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。

「企業・団体 ③ 公務(官公庁)」
国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入します。

「④ 海外取引」
自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入します。

備考

- 平成25年1月～2月まで改装のため休業

備考

- 平成25年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

19 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。
 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なもの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	助産師がその業務を行う事業所（助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む）
	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯するサービス業	10	歯科技工所
	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業
健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	14	母子健康相談所、母子健康センター
	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	17	物品消毒業、電話機消毒業
	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体	19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	20	保育所、託児所
	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	23	
	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	26	認知症高齢者グループホーム
	27	有料老人ホーム
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
障害者福祉事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所

19 事業所の形態、主な事業の内容

- 事業所の形態・主な事業内容について、「内容例示」と14・15ページの【事業所の形態・事業内容、事業区分の収入の種類に対応】を参考に32種類の中から選び、該当する番号を○で囲んでください。
- 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主たる事業所の形態・事業内容を一つ選択して記入します。

訪問看護ステーション併設の病院の場合

訪問看護ステーションを併設している病床20以上の病院（精神科病院を除く）の場合は、「一般病院（精神科病院を除く）」番号「1」を○で囲んでください。

レディースクリニックの場合

レディースクリニックなどと呼ばれている女性を対象とした医療施設は、「助産所」には該当しません。「一般診療所」の「有床診療所」番号「3」もしくは「無床診療所」番号「4」に該当します。

高齢者複合福祉施設の場合

特別養護老人ホーム、認知症老人グループホーム、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターなどを同一施設内に開設している高齢者複合福祉施設は、主な事業内容に該当する番号を○で囲んでください。

【事業所の形態・事業内容、事業区分の収入の種類に対応】

下記の表は、「事業所の形態・事業内容」と「事業区分の収入の種類」の対応を示しています。

※ 「○」、「×」はあくまで目安ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の収入が含まれることがあります。

調査票 第2面

経済センサス・活動調査 試験調査
[03] 単独事業所調査票 (医療、福祉)

17 医療、福祉の事業収入内訳		19 事業所の形態、主な事業の内容																																																																																																																																					
<p>第1面の9欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上(収入)金額を記入してください。 (万円未満は四捨五入) 金額で記入できない場合は、第1面の9欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。 (小数点以下四捨五入)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業内容(説明)</th> <th>売上(収入)金額</th> <th>又は割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療収入</td> <td>保険診療収入</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>保険外診療収入</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">介護事業収入</td> <td>施設介護収入</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>通所介護、訪問介護収入</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>社会保険事業収入</td> <td>公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>保健衛生事業収入</td> <td>健康相談施設、検査室、消毒室などの保健衛生事業</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> <tr> <td>社会福祉事業収入</td> <td>児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)</td> <td></td> <td>0.000</td> </tr> </tbody> </table>		事業区分	事業内容(説明)	売上(収入)金額	又は割合(%)	医療収入	保険診療収入		0.000	保険外診療収入		0.000	介護事業収入	施設介護収入		0.000	通所介護、訪問介護収入		0.000	社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業		0.000	保健衛生事業収入	健康相談施設、検査室、消毒室などの保健衛生事業		0.000	社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)		0.000	<p>下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所の形態・事業内容</th> <th>番号</th> <th>内容例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>1</td> <td>10人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>10人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所</td> </tr> <tr> <td>一般診療所</td> <td>3</td> <td>10人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>患者を入院させるための施設を有しない医療事業所</td> </tr> <tr> <td>歯科診療所</td> <td>5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>助産・看護業</td> <td>6</td> <td>助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>産科看護師、訪問看護ステーション</td> </tr> <tr> <td>療術業</td> <td>8</td> <td>あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>太陽光療法、温熱療法、電気療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法</td> </tr> <tr> <td>医療に付帯するサービス業</td> <td>10</td> <td>アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>11</td> <td>結核健康相談施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>12</td> <td>精神保健福祉センター、精神健康相談所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>13</td> <td>母子健康相談施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>14</td> <td>母子健康相談所、母子健康センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15</td> <td>健康相談施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>16</td> <td>健康相談室、産科保健センター、農村保健センター、健康科学センター</td> </tr> <tr> <td>その他の保健衛生</td> <td>17</td> <td>衛生虫駆除業者、水質検査業、食肉衛生検査所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>18</td> <td>消毒業者、電話検疫業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19</td> <td>大管理所、大管理事務所</td> </tr> <tr> <td>社会保険事業団体</td> <td>20</td> <td>健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、遺業年金基金</td> </tr> <tr> <td>児童福祉事業</td> <td>21</td> <td>保育所、託児所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>乳幼児、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、障害児児童施設、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、母子福祉センター</td> </tr> <tr> <td>老人福祉・介護事業</td> <td>23</td> <td>特別養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>24</td> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25</td> <td>通所・短期入所介護事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>26</td> <td>老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27</td> <td>認知症老人グループホーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>28</td> <td>有料老人ホーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>29</td> <td>介護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td>障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉事業</td> <td>31</td> <td>生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター</td> </tr> <tr> <td></td> <td>32</td> <td>更生保護施設、更生保護協会</td> </tr> <tr> <td>その他の社会保険・社会福祉・介護事業</td> <td>33</td> <td>社会福祉協議会、共同募進会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所</td> </tr> </tbody> </table>		事業所の形態・事業内容	番号	内容例示	病院	1	10人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所		2	10人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所	一般診療所	3	10人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所		4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所	歯科診療所	5		助産・看護業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)		7	産科看護師、訪問看護ステーション	療術業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所		9	太陽光療法、温熱療法、電気療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法	医療に付帯するサービス業	10	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査		11	結核健康相談施設		12	精神保健福祉センター、精神健康相談所		13	母子健康相談施設		14	母子健康相談所、母子健康センター		15	健康相談施設		16	健康相談室、産科保健センター、農村保健センター、健康科学センター	その他の保健衛生	17	衛生虫駆除業者、水質検査業、食肉衛生検査所		18	消毒業者、電話検疫業者		19	大管理所、大管理事務所	社会保険事業団体	20	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、遺業年金基金	児童福祉事業	21	保育所、託児所		22	乳幼児、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、障害児児童施設、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、母子福祉センター	老人福祉・介護事業	23	特別養護老人ホーム		24	介護老人保健施設		25	通所・短期入所介護事業		26	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所		27	認知症老人グループホーム		28	有料老人ホーム		29	介護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター		30	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム	障害者福祉事業	31	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター		32	更生保護施設、更生保護協会	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	33	社会福祉協議会、共同募進会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所
事業区分	事業内容(説明)	売上(収入)金額	又は割合(%)																																																																																																																																				
医療収入	保険診療収入		0.000																																																																																																																																				
	保険外診療収入		0.000																																																																																																																																				
介護事業収入	施設介護収入		0.000																																																																																																																																				
	通所介護、訪問介護収入		0.000																																																																																																																																				
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業		0.000																																																																																																																																				
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査室、消毒室などの保健衛生事業		0.000																																																																																																																																				
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)		0.000																																																																																																																																				
事業所の形態・事業内容	番号	内容例示																																																																																																																																					
病院	1	10人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所																																																																																																																																					
	2	10人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所																																																																																																																																					
一般診療所	3	10人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所																																																																																																																																					
	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所																																																																																																																																					
歯科診療所	5																																																																																																																																						
助産・看護業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)																																																																																																																																					
	7	産科看護師、訪問看護ステーション																																																																																																																																					
療術業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所																																																																																																																																					
	9	太陽光療法、温熱療法、電気療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法																																																																																																																																					
医療に付帯するサービス業	10	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査																																																																																																																																					
	11	結核健康相談施設																																																																																																																																					
	12	精神保健福祉センター、精神健康相談所																																																																																																																																					
	13	母子健康相談施設																																																																																																																																					
	14	母子健康相談所、母子健康センター																																																																																																																																					
	15	健康相談施設																																																																																																																																					
	16	健康相談室、産科保健センター、農村保健センター、健康科学センター																																																																																																																																					
その他の保健衛生	17	衛生虫駆除業者、水質検査業、食肉衛生検査所																																																																																																																																					
	18	消毒業者、電話検疫業者																																																																																																																																					
	19	大管理所、大管理事務所																																																																																																																																					
社会保険事業団体	20	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、遺業年金基金																																																																																																																																					
児童福祉事業	21	保育所、託児所																																																																																																																																					
	22	乳幼児、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、障害児児童施設、情緒障害児短期治療施設、児童発達支援センター、母子福祉センター																																																																																																																																					
老人福祉・介護事業	23	特別養護老人ホーム																																																																																																																																					
	24	介護老人保健施設																																																																																																																																					
	25	通所・短期入所介護事業																																																																																																																																					
	26	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所																																																																																																																																					
	27	認知症老人グループホーム																																																																																																																																					
	28	有料老人ホーム																																																																																																																																					
	29	介護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター																																																																																																																																					
	30	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム																																																																																																																																					
障害者福祉事業	31	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター																																																																																																																																					
	32	更生保護施設、更生保護協会																																																																																																																																					
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	33	社会福祉協議会、共同募進会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所																																																																																																																																					

第2面

事業区分の収入の種類	番号	医療収入		介護事業収入		社会保険事業収入	保健衛生事業収入	社会福祉事業収入
		保険診療収入	保険外診療収入	施設介護収入	通所介護、訪問介護収入			
病院	1	○	○	○	○	×	○	○
	2							
一般診療所	3	○	○	○	○	×	○	○
	4							
歯科診療所	5	○	○	○	○	×	○	○
助産・看護業	6	×	○	○	○	×	○	○
	7	○	○	○	○	×	○	○
療術業	8	○	○	×	×	×	×	×
	9							
医療に付帯するサービス業	10	×	○	×	×	×	×	×
	11	○	○	○	○	×	○	○
健康相談施設	12							
	13	×	×	×	×	×	○	×
	14							
15								
その他の保健衛生	16							
	17	×	×	×	×	×	○	×
	18							
社会保険事業団体	19	×	×	×	×	○	×	×
児童福祉事業	20	×	×	×	×	×	×	○
	21							
老人福祉・介護事業	22	○	○	○	○	×	○	○
	28							
障害者福祉事業	29	○	○	○	○	×	○	○
	30							
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	○	○	○	○	×	○	○
	32							



経済センサス - 活動調査 試験調査 (秘) 一般統計調査

[03] 単独事業所調査票 (医療、福祉)

下書き用調査票 第1面 (お控えとしてもご使用ください) ※後日おたずねする場合があります。

『調査票の記入のしかた』を参照して記入してください。
・オンラインでご回答いただく場合は別にお配りした「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

市区町村コード	調査区番号	事業所番号 *

平成26年11月1日
総務省・経済産業省

フリガナ	
記入者氏名	
電話番号	(内線:)

1 名称及び電話番号

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

●法人の場合は登記上の名称を「正式名称」欄に記入してください。

●屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ	
正式名称	
通称名	
電話番号(代表)	() - ()

2 所在地

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

●他の事業所の構内にある場合は、その事業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号	都道府県名	市区町村名
-		
町丁・字・番地・号		ビル・マンション名等(階、号室まで記入してください)

3 この場所での事業所の開設時期

●開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

1	2	3	4	5
昭和59年以前	昭和60～平成6年	平成7～16年	平成17年以降	平成 年 月

開設年が平成25年以降の場合は開設月も記入してください

4 この事業所の主な事業の内容

●印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。

5 この事業所の従業員数

●11月1日現在の従業員数を記入してください。

区分	① 個人業主 (個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人)		② 個人業主の家族で無給の人		③ 有給役員 (個人経営以外で役員報酬を得ている人)		④ 常用雇用者 (期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人)		⑤ 臨時雇用者 (1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)		⑥ 合計 (①～⑤の合計)		⑦ 送出者 (⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人)		⑧ 受入者 (①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人)	
	男	女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男																
女																

6 経営組織

●経営組織の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を○で囲んでください。

●会社以外の法人: 財団・社団法人、学校・宗教・医療法人、協同組合、信用金庫等

●法人でない団体: 法人格のない労働組合、後援会、協議会等

1	2	3	4	5	6	7
個人経営	株式会社 有限会社	合名会社 合資会社	合同会社	会社以外 の法人	外国の会社	法人で ない団体

7欄へお進みください

7 単独事業所・本所・支所の別等

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

●単独事業所から本所・本社・本店に変更となった場合は、(2)及び(3)を記入してください。また、以降の欄については企業全体について記入してください。

●フランチャイズ・チェーン (FC) 加盟店についてはFC本部とは独立した組織となるため、FC本部の支所とはなりません。ただし、FC本部の直営店の場合にはFC本部の支所となります。

(1) 単独事業所・本所・支所の別		(2) 企業全体の常用雇用者数及び支所等数	
1 単独事業所	8欄へお進みください	国内	海外(現地法人は除く)
2 本所・本社・本店	他の場所に支所・支社・支店を持ち、それらを統括する事業所。また、海外のみに支所等を持ち、それらを統括する場合も含まれます。	常用雇用者数	事業所
3 支所・支社・支店		支所等数	事業所
(4) 本所等の正式名称・所在地等		(3) 企業全体の主な事業の内容	
本所等の正式名称		8欄へお進みください	
本所等の通称名			
本所等の電話番号			
本所等の郵便番号	都道府県名	市区町村名	町丁・字・番地・号、ビル名等
-			
8欄へお進みください			

8 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

●9欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込み記入ができない場合は「2 税抜き」で記入してください。

※選択した記入方法を○で囲んでください。

10 事業別売上 (収入) 金額

●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』7ページを参照してください。

●9欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)

●金額で記入できない場合は、9欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

●「6 経営組織」欄が「会社以外の法人」の場合は、寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。

事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額					又は割合 (%)
		千億	百億	十億	億	円	
(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入					0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入					0,000	
(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額					0,000	
(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					0,000	
(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額					0,000	
(カ) 建設業、関連産業A	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)					0,000	
	⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入					0,000	
	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入					0,000	
	⑨ 運輸、郵便事業の収入					0,000	
	⑩ 金融、保険事業の収入					0,000	
(キ) サービス関連産業B	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入					0,000	
	⑫ 情報サービス、インターネット付随サービス事業の収入					0,000	
	⑬ 不動産事業の収入					0,000	
	⑭ 物品賃貸事業の収入					0,000	
	⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入					0,000	
	⑯ 宿泊事業の収入					0,000	
	⑰ 飲食サービス事業の収入					0,000	
	⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入					0,000	
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入					0,000	
	⑳ 上記以外のサービス事業の収入					0,000	
(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入					0,000	
(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入					0,000	
合計		9欄①の売上(収入)金額					100

「6 経営組織」欄が「外国の会社」、「法人でない団体」の場合は、第1面の記入はこれでおわりです。第2面にお進みください。

11 電子商取引の有無及び割合

●該当する番号をすべて○で囲んでください。

●9欄「①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいい、ホームページでの広告掲載や見積り・資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。

1 一般消費者と行った	%
2 他の企業と行った	
3 行わなかった	

12 設備投資の有無及び取得額

●平成25年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。

●中古品は含みません。

●取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入)

1 設備投資を行った	取得額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
	有形固定資産(土地を除く)									0,000
2 設備投資を行わなかった	無形固定資産(ソフトウェアのみ)									0,000

13 自家用自動車の保有台数

●業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください。(リースで借りている車両も含みます。)

※人員輸送のみの使用は除きます。

(1) 貨物自動車	台	(3) バス	台
(2) 乗用自動車	台		

14 土地・建物の所有の有無

●それぞれ該当する番号を○で囲んでください。

●借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含みません。

土地	1 ある	2 ない
建物	1 ある	2 ない

15 資本金等の額及び外国資本比率

(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(2) うち外国資本比率を記入してください。

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
								0,000

(万円未満四捨五入)

%, (小数点第2位四捨五入)

16 決算月

●印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

月 (月)

●本決算月を記入してください。
●年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

すべての事業所が第2面にお進みください。 →

経済センサス-活動調査 試験調査

【03】単独事業所調査票(医療、福祉)

17 医療、福祉の事業収入内訳

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上(収入)金額を記入してください。
(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面の9欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

事業区分	事業内容(説明)	売上(収入)金額								又は割合(%)	
		千	百	十	億	千	百	十	万		円
医療収入	保険診療収入									0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
	保険外診療収入									0,000	
介護事業収入	施設介護収入									0,000	
	通所介護、訪問介護収入									0,000	
社会保険事業収入	公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業									0,000	
保健衛生事業収入	健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業									0,000	
社会福祉事業収入	児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)									0,000	

※ 居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

18 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面の10欄「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。
(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先	収入額	割合(%)
① 個人(一般消費者)		
企業・団体	② 民間	
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
①～④の合計	1	0

・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人(一般消費者)」となります。
・「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

19 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。
複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容	番号	内容例示
病院	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所	5	
助産・看護業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)
	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯するサービス業	10	歯科技工所
	11	その他の医療に附帯するサービス業
健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	14	母子健康相談所、母子健康センター
	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	17	物品消毒業、電話機消毒業
	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体	19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	20	保育所、託児所
	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	23	
	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	26	認知症高齢者グループホーム
	27	有料老人ホーム
障害者福祉事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所